資料8－3

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直しについて

IPネットワーク設備委員会
平成19年9月11日

ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策の具体化状況について

総務省

情報通信審議会答申（H19.5.24）

組織・体制、人材育成等に関する対策（14項目）

- 基本指針、責任の明確化など組織・体制の整備(4)
- 故障･災害等によるICT障害に対する責任体制･管理体制の整備(7)
- 人材の育成など人的資源のセキュリティ確保(3)

情報通信ネットワーク管理に関する対策（58項目）

- ネットワークシステムの容量の適切な計画・設計(8)
- 開発及びサポートプロセスにおける管理(6)
- 故障検知・解析(7)
- ネットワークふくそう対策(12)
- 緊急時の情報連絡（迅速な連絡･対応･報告体制）及び連携(4)
- 重要通信の確保(4)
- 社内の重要情報の管理(4)
- ｻｲﾊﾞｰ攻撃に備えた管理体制(3)
- 情報漏えい防止対策(7)
- 外部委託における情報セキュリティ確保のための対策(3)

情報通信ネットワークの設備・環境基準等に関する対策（18項目）

- バックアップ、分散化等のICT障害対策(9)
- サイバー攻撃に備えた設備等に関する脆弱性への対策(3)
- 端末等に対する対策(6)

答申を踏まえた取組み

省令･告示等制度改正（51項目）

✓対策項目の管理規程化（３８項目）（施行規則）
- 定期的なソフトウェアのリスク分析と更新
- 工事実施者とネットワーク運用者による工事実施体制の確認等
- 設備増強の際にとるべき事項
- ソフトウェア導入・更新時の信頼性確保
- 設備導入前の機能確認
- 設備の安全・信頼性基準・指標
- 需要を考慮した設備計画の策定及び障害の極小化対策等の設計指針　など

✓重大な事故報告対象の見直し(品質低下)（施行規則）
✓定期的な事故の報告の制度化（報告規則）
✓重大な事故報告の際の電気通信主任技術者の確認の要件化（施行規則）
✓情報通信ネットワーク安全・信頼性登録制度の活用（主任技術者規則）
✓コロケーション設備に対する防火等の安全性の確保（設備規則）

7月 事業部会諮問
9月 答申（予定）
10月 公布（予定）

※主任技術者規則等については平成20年4月1日施行（予定）

✓電気通信主任技術者の配置要件の明確化（ガイドライン策定）　---------- 年内策定
✓新たな重要通信のニーズに対応した対象機関の見直し（告示）　---------- 9月告示改正
・医療法改正に伴う対象機関の追加、組織変更に伴う改正等
✓検査体制の強化（通達）　---------- 10月通達改正

など

事業者団体やベンダーとの連携による取組み強化など（29項目）

✓利用者への障害情報の告知基準のガイドライン化
✓ふくそう監視手法や事業者間連携項目のガイドライン化
✓ネットワーク情報セキュリティマネージャ資格等民間資格の活用

TCA等事業者団体で検討。

など

研究開発（7項目）

✓早期異常検知や、End to Endの通信異常の把握の研究開発
✓ふくそう予測、回避技術及び問題箇所の迅速な検出技術の研究開発
✓原因の究明を迅速に行なうための研究開発
✓発信元の偽装を防ぐ機能の研究開発

総務省、NICT、事業者、ベンダー等による研究開発

など

総務省の体制整備、支援等（3項目）

✓事故情報の統計分析手法・体制の確立

✓ネットワークのIP化に対応した重要通信確保の検討
✓信頼性高度化税制による支援

対策項目の「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」への反映について

総務省

検討項目

１．情報通信審議会から平成１９年５月２４日に答申された「ネットワークのＩＰ化に対応した安全・信頼性対策」のうち、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（告示）」に反映すべき項目の抽出。

２．上記追加項目について、具体的な対策例（措置例）の検討

３．情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の既存項目の見直し

検討スケジュール

・年内を目途にＩＰネットワーク設備委員会安全・信頼性検討作業班報告をとりまとめ。

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和６２年郵政省告示第７３号）

情報通信ネットワークのうち社会的に重要なもの又はそれに準ずるものを対象とし、その安全・信頼性対策の指標としての基準を定めることにより、安全・信頼性対策の普及を促進し、もって情報通信ネットワークの健全な発展に寄与することを目的として、昭和６２年に制定された郵政省告示

（参考）情報通信ネットワークの安全・信頼性基準の位置づけ

情報通信ネットワークの安全・信頼性対策に関する基準には、電気通信事業法に基づく強制基準としての技術基準と、ガイドラインとしての「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」があり、安全・信頼性対策として定性的に定めている。

<table>
<tr><th></th><th></th><th>事業法第41条第1項又は第2項に規定する事業用電気通信設備
（電気通信回線設備）</th><th>左記以外の電気通信事業用設備</th><th>自営情報通信ネットワーク</th><th>ユーザネットワーク</th></tr>
<tr><td rowspan="3">強制基準</td><td>有線電気通信法</td><td colspan="4">有線電気通信設備について、技術基準を規定。</td></tr>
<tr><td>電波法</td><td colspan="4">無線設備について、技術基準を規定。</td></tr>
<tr><td>（電気通信事業法）事業用電気通信設備規則</td><td>電気通信事業用の設備について、予備機器の設置、故障検出、異常ふくそう対策、耐震対策、停電対策、防火対策等の技術基準を規定。</td><td colspan="3">規定していない。</td></tr>
<tr><td>ガイドライン</td><td>情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（告示）</td><td>電気通信事業者のネットワークについて、電気通信事業法の技術基準以外のソフトウェア対策、情報セキュリティ対策、設計・施工・運用等における管理等を規定。</td><td colspan="3">電気通信事業法の技術基準の対象とならない電気通信事業者のネットワーク、自営情報通信ネットワーク、ユーザネットワークについて、予備機器の設置、故障検出、異常ふくそう対策、耐震対策、停電対策、防火対策等を詳細に規定。
また、ソフトウェア対策、情報セキュリティ対策、設計・施工・運用等における管理等も規定。</td></tr>
</table>

（参考）情報通信ネットワークの安全・信頼性基準の構成

対策区分		対策項目
設備等基準 （60項目146対策）	設備基準 （42項目99対策）	・一般基準（13項目53対策） ・屋外設備（15項目20対策） ・屋内設備（7項目12対策） ・電源設備（7項目14対策）
	環境基準 （18項目47対策）	・センターの建築物（4項目11対策） ・通信機器室等（6項目21対策） ・空気調和設備（8項目15対策）
管理基準 （50項目73対策）		・ネットワーク設計管理（4項目6対策） ・ネットワーク施工管理（5項目6対策） ・ネットワーク保全・運用管理（9項目14対策） ・設備の更改・移転管理（2項目2対策） ・情報セキュリティ管理（7項目8対策） ・データ管理（5項目7対策） ・環境管理（2項目2対策） ・防犯管理（6項目6対策） ・非常事態への対応（2項目7対策） ・教育・訓練（2項目8対策） ・現状の調査・分析及び改善（4項目5対策） ・安全・信頼性の確保等の情報公開（2項目2対策）